

法人市民税の更正請求書

受付印 年 月 日 八代市長(宛)	所在地及び電話番号	(電話 - -)		
	(ふりがな) 法人名			
	法人番号			
	代表者氏名			
地方税法 第20条の9の3 第321条の8の2 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。				
更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで		
区分	更正の請求前	更正の請求後	差引税額	
課税標準額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	() 円	() 円	/
	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②			
	還付法人税額等の控除額 ③			
	退職年金等積立金に係る法人税額 ④			
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (①+②-③+④) ⑤			
	分割基準数 (八代市分/総従業者数) ⑥	/	/	
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑤×⑥ ⑦			
法人税割額	税率 ⑧	/100	/100	
	算出法人税割額 ⑤又は⑦×⑧ ⑨			
	市民税の特定寄付金税額控除額 ⑩			
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑪			
	外国の法人税等の額の控除額 ⑫			
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑬			
	差引法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬ ⑭			
	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑮			
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯			
	差引納付法人税割額 ⑭-⑮-⑯ ⑰			
均等割額	均等割額算出の基礎となる月数 ⑱			
	算出均等割額 ⑲			
	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑳			
	差引納付均等割額 ⑲-⑳ ㉑			
差引納付法人市民税額 ⑰+㉑				
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	年 月 日		
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日		
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日		
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日		
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年 月 日		
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項		還付を受けようとする金融機関名及び支払方法		
		銀行 支店 口座番号(普通・当座)		
連結親法人の本店所在地及び電話番号	(電話 - -)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号				
関与税理士署名	(電話 - -)			

(注) 1 法人税額について国の税務官署の更正等を受けたことに伴う法人市民税法人税割額に係る更正の請求は、「法人税額等の更正通知書」等の写しを添付してください。
 2 この更正の請求に関連する法人税の申告書がある場合は、その写しを添付してください。
 3 従業者数の算出誤りの場合は「課税標準の分割に関する明細書」を添付してください。
 4 その他の更正の請求をする場合には、課税標準等又は税額等が過大であった事実を証する書類等を添付してください。
 [備考] 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。